

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第60号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
<p>(不動産取得税に係る書類の様式等)</p> <p>第68条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 618 770 1825"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>6 条例第62条又は法附則第11条の4第1項、第4項若しくは第6項</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>9 条例第63条又は法附則第11条の4第2項、第5項若しくは第7項において準用する法第73条の25第1項</td><td>[略]</td></tr><tr><td>10 法第73条の25第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。）において準用する法第15条の2の2又は第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。）において準用する法第15条の3第3項</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	条 項	書 類	[略]		6 条例第62条又は法附則第11条の4第1項、第4項若しくは第6項	[略]	[略]		9 条例第63条又は法附則第11条の4第2項、第5項若しくは第7項において準用する法第73条の25第1項	[略]	10 法第73条の25第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。）において準用する法第15条の2の2又は第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。）において準用する法第15条の3第3項	[略]	[略]		<p>(不動産取得税に係る書類の様式等)</p> <p>第68条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="834 618 1460 1825"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>6 条例第62条又は法附則第11条の4第2項若しくは第4項</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>9 条例第63条又は法附則第11条の4第3項若しくは第5項において準用する法第73条の25第1項</td><td>[略]</td></tr><tr><td>10 法第73条の25第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第3項及び第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第15条の2の2又は第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第3項及び第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第15条の3第3項</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	条 項	書 類	[略]		6 条例第62条又は法附則第11条の4第2項若しくは第4項	[略]	[略]		9 条例第63条又は法附則第11条の4第3項若しくは第5項において準用する法第73条の25第1項	[略]	10 法第73条の25第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第3項及び第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第15条の2の2又は第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第3項及び第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第15条の3第3項	[略]	[略]	
条 項	書 類																												
[略]																													
6 条例第62条又は法附則第11条の4第1項、第4項若しくは第6項	[略]																												
[略]																													
9 条例第63条又は法附則第11条の4第2項、第5項若しくは第7項において準用する法第73条の25第1項	[略]																												
10 法第73条の25第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。）において準用する法第15条の2の2又は第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。）において準用する法第15条の3第3項	[略]																												
[略]																													
条 項	書 類																												
[略]																													
6 条例第62条又は法附則第11条の4第2項若しくは第4項	[略]																												
[略]																													
9 条例第63条又は法附則第11条の4第3項若しくは第5項において準用する法第73条の25第1項	[略]																												
10 法第73条の25第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第3項及び第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第15条の2の2又は第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第3項及び第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第15条の3第3項	[略]																												
[略]																													
2～7 [略]	2～7 [略]																												
8 条例第64条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。	8 条例第64条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。																												
(1)～(7) [略]	(1)～(7) [略]																												

<p>(8) <u>法附則第11条の4第2項</u>において準用する法第73条の27第1項の申請をする場合</p> <p>ア <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p>イ <u>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号に規定する助成金の額</u></p> <p>ウ <u>施設を事業の用に供した期間</u></p> <p>(9) <u>法附則第11条の4第5項</u>において準用する法第73条の27第1項の申請をする場合</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(10) <u>法附則第11条の4第7項</u>において準用する法第73条の27第1項の申請をする場合</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>9～16 [略]</p>	<p>(8) <u>法附則第11条の4第3項</u>において準用する法第73条の27第1項の申請をする場合</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(9) <u>法附則第11条の4第5項</u>において準用する法第73条の27第1項の申請をする場合</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>9～16 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則の規定は、令和5年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。